

居宅介護・重度訪問介護事業

障害者移動支援事業

重要事項説明書

指定居宅介護事業所

医療法人社団 健育会

ひまわり在宅ケアステーション

事業所番号 0410200232

〒986-0859

宮城県石巻市大街道西三丁目1番28号

TEL(0225)21-5153

FAX(0225)21-5152

医療法人社団 健育会

居宅介護・重度訪問介護事業 重要事項説明書

＜令和 8年 6月 1日現在＞

1 事業所の特色等

- (1) 事業の目的 : 医療法人社団 健育会が開設するひまわり在宅ケアステーション（以下、「事業所」といいます。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業、介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業（以下、「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員修了者等（以下、「介護員等」といいます。）が、病気やけが等により在宅において継続して療養を受ける状態にあり、区市町村並びに居宅介護支援専門員及び指定予防介護支援事業所が、事業に規定される指定居宅介護又は重度訪問介護の必要を認めた、要支援状態または要介護状態にある高齢者等及び障害者（以下、「利用者」といいます。）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。
- (2) 運営方針 : ① 事業所の介護員等は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行います。
- ② 事業所の介護員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業の提供に努めるものとします。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的な事業の提供に努めるものとします。

2 居宅介護・重度訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 健育会
代表者名	竹川 節男
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区桜川二丁目19番1号 (電話) 03-3233-1105 (FAX) 03-3233-1731

3 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団 健育会 ひまわり在宅ケアステーション		
所在地・連絡先	(住 所)	宮城県石巻市大街道西三丁目1番28号	
	(電 話)	0225-21-5153	
	(F A X)	0225-21-5152	
サテライト事業所 所在地・連絡先	医療法人社団 健育会 矢本ひまわり在宅ケアステーション		
	(住 所)	宮城県東松島市大曲字堰の内南144番地7	
	(電 話)	0225-21-5153	
	(F A X)	0225-21-5152	
事業所番号	0410200232		
管理者の氏名	佐藤 俊之		

(2) 事業所の職員体制

職 種	員 数
管理者	1名 (兼務)
サービス提供責任者	5名以上 (1名兼務)
居宅介護従事者	2.5名以上

(3) 通常の事業の実施地域

別紙のとおりとします

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日及び営業時間

営業日及び休業日		営業時間
営業日	月曜日から金曜日まで (ただし、サービスの提供は、年中無休で行っています)	午前8:45～午後5:30
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・12月30日から1月3日まで	—

4 事業の内容

身体介護	食事介助	摂取介助、水分補給、食事量・水分摂取量チェック等
	排泄介助	トイレ誘導、ポータブルトイレでの排泄介助、おむつ交換
	清拭 入浴介助	部分的清拭や全身清拭、部分浴（足浴・手浴・洗髪等）、全身浴（洗身・洗髪等）、更衣着脱、洗顔、歯磨き、入れ歯の手入れ等
	身体整容介助	耳掃除、髪の手入れ、その他身体整容
	更衣介助	寝間着・普段着の更衣介助
	体位交換	床ずれ予防の為の臥位姿勢の交換
	移乗 移動介助	ベット・車椅子間の移乗介助、食事・排泄等の為の室内移動介助等
	通院等介助	通院・外出の介助、付き添い（但し、安全運行上、ホームヘルパーでの移送は行いませんので、ご了解下さい。）
	その他	服薬介助、起床介助、就寝介助等
生活援助	買い物	日用品、食材等の購入
	調理	献立作成、調理、嚥下食の調理、配膳、下膳、食器等の後片付け等
	掃除（※ 1）	居室の清掃、整理整頓、換気・室温調整等
	洗濯	衣類等の洗濯・乾燥・取り込み・整理
	その他	被服の補修、薬の受け取り等

障害者 移動支援	個別移動支援	個別的支援が必要な障害者等の外出に対し、ヘルパーの派遣による移動支援を行う
	グループ移動支援	複数の障害者等からなるグループの外出に対し、ヘルパー派遣による移動支援を行う

（※ 1） 掃除については、次に挙げる事業の提供は行わないものとします。

① 利用者の支援に該当しないもの。

利用者の家族の為の洗濯、調理、買物、布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接〈お茶の手配等〉、自家用車の洗車等。

② 日常生活の支援に該当しないもの。

庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等。

③ その他のサービス提供に該当しないもの。

利用者または利用者の家族に対して行う宗教活動、政治活動、事業所以外の営業活動及びその他これに類する行為。（利用者または利用者の家族等の依頼により共に行う場合を含みます。）

（２） 重度訪問介護事業は、重度訪問介護の支給決定を受けた利用者に対し、居宅における入浴、排泄、または食事の介護、その他法令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に提供するものとします。

（３） 事業所にて居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとします。

（１） 居宅介護

① 身体障害者(18歳未満の者を除く)

② 精神障害者(18歳未満の者を除く)

③ 知的障害者(18歳未満の者を除く)

④ 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

⑤ 難病等対象者

- (2) 重度訪問介護
 - ①身体障害者(18歳未満の者を除く)
 - ②精神障害者(18歳未満の者を除く)
 - ③知的障害者(18歳未満の者を除く)
 - ④障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
 - ⑤難病等対象者
- (3) 障害者移動支援
 - ①身体障害者(18歳未満の者を除く)
 - ②精神障害者(18歳未満の者を除く)
 - ③知的障害者(18歳未満の者を除く)
 - ④障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
 - ⑤難病等対象者

5 利用料、その他の費用

- (1) 事業所が事業を提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割とします。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とします。
後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出していただくと、該当する利用料金の払い戻しを受けることができます。
- (2) 事業所が提供する事業の利用料及びその他の費用については、(別表1)の利用料金一覧表を参照してください。

6 利用料等のお支払方法

毎月20日までに前月分の請求書を送付し、27日までに指定された利用者の口座より引き落としさせていただきます。
(※入金確認後、領収証を発行します。)

7 事業所が提供する事業内容に関する苦情等相談窓口

- 1 利用者または利用者の家族が、提供された事業に苦情がある場合は、いつでも事業所設置の利用者相談窓口及び市町村等の苦情申し立て機関に申し立てをすることができます。(別表2)
- 2 事業所は、利用者または利用者の家族に提供した事業について、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速に適切な対処をして、提供する事業の向上と改善に努めます。
- 3 提供した事業等に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が、また、同法第11条第2項又は同法第48条第1項の規定により宮城県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村または宮城県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は宮城県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 4 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会(別表3)が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に出来る限り協力します。

8 事故発生時及び緊急時等における対応方法

- (1) 利用者に事業の提供を実施中に事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族並びに主治医などに連絡して、必要な措置を講ずるものとします。また、当該事故の状況及び事故に際してとった措置について記録するものとします。
- (2) 事故発生後は、事故の起こった要因などを十分に検討し、原因究明を行い、再発防止に努めるものとします。
- (3) 介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた

ときは、速やかに医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告するものとします。

(4) 緊急時の連絡先等は下記のとおりとなります。

緊 急 連 絡 先	医療法人社団 健育会 ひまわり在宅ケアステーション	
	電 話	0 2 2 5 - 2 1 - 5 1 5 3
	時 間	午前8：00～午後8：00 ※ただし重度訪問介護の場合は24時間対応
	サービスの提供	年中無休

9 損害賠償について

- (1) 介護員等は、利用者に対する事業の提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償する。ただし、利用者または利用者の家族等に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることができるものとします。
- (2) 介護員等は、万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入するものとします。

10 守秘義務

介護員等の守秘義務は、次のとおりとします。

- (1) 介護員等は、正当な理由が無い限り、事業の提供にあたって知り得た秘密を保持するものとします。
- (2) 介護員等が退職した後でも、在職中に知り得た秘密を漏らすことが無いように必要な措置を講ずるものとします。

11 個人情報の収集または提供の目的及び内容

- (1) サービス担当学会等における、他機関への居宅サービス計画等の内容の提供。
- (2) 適切な事業が提供できるように、他機関との連絡調整に伴う情報の収集及び提供。
- (3) 事業所において、利用者または利用者の家族の緊急事態発生の情報を得た場合、すみやかに公的機関（救急車など）や医療機関へ連絡することでの情報提供。（緊急時シートの活用）
- (4) 上記（1）～（3）及びその他事由により情報提供及び収集しなければならない時は、事前に利用者並びに利用者の家族に説明し、同意書をもって同意を得るものとします。

12 情報の保存・開示義務

- (1) 事業者は、利用者の居宅介護計画または重度訪問介護計画及びその事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者の営業時間内にその事務所において、当該利用者に関する記録を閲覧でき、またはその複写物の交付を、実費相当の費用負担により受けることができます。

13 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置を次の内容にて講じます。
- (1) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行います。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 成年後見制度の利用促進を図ります。

- (5) 苦情解決体制を整備します。
 - (6) 虐待防止等の適正化のための指針の整備をします。
 - (7) 上記5項を適切に実施するための責任者を設置します。(別表4)
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等事業対象者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

14 身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は身体拘束等の適正化の措置を、次の内容にて講じます。

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化対策を検討する委員会を敵的に開催し、その結果については従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

15 事業継続計画の策定等

事業所は、非常災害時及び感染症発生時に利用者への継続的な事業の提供を行うため、以下に掲げる必要な対策を図るとともに、従業者への周知徹底と体制作り等を講ずるものとします。

- (1) 非常災害発生時及び感染症発生時の必要な具体的計画(事業継続計画)の策定と見直し
- (2) 関係機関への通報及び連絡体制の整備と従業者への周知徹底
- (3) 関係機関や地域住民との連携
- (4) 定期的な避難、救出及び感染予防対策等その他必要な研修及び訓練の実施

16 感染症対策に関する事項

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者への周知徹底
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施

17 その他の留意事項

- (1) 事業所は、利用者に対して適切な事業を提供するため、介護員等の勤務体制を整備するとともに、介護員等の資質の向上を図るため、研修(前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとします。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- (2) 事業所は、適切な運営及びサービスの質の向上に資するため、利用者からの要望、意見等を把握するよう努め、集約した内容を検討し、事業運営の改善を行う
- (3) 事業所は、職場におけるハラスメントを防止し、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、利用者及び介護職員等の職場における環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(4) 利用者等の意見を把握する体制及び第三者による評価の実施状況は下記のとおりとなります。

【利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等】

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		あり ・ なし
第三者による評価の実施状況		あり ・ なし
実 施 内 容	第三者評価実施年月日	
	第三者評価実施機関	
	第三者評価開示状況	

(5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 健育会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(6) 本契約書に記載された署名代行者兼連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務につき、極度額20万円の範囲内で利用者と連帯して履行の責を負うものとします。

18 お客様へのお願い

サービス利用の際には、障害福祉サービス受給者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

令和 年 月 日

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護及び重度訪問介護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者名 住 所 東京都板橋区桜川2丁目19番1号
事業者名 医療法人社団 健育会
事業所名 住 所 宮城県石巻市大街道西三丁目1番28号
事業所名 ひまわり在宅ケアステーション
(事業所番号) 0410200232
代 表 者 竹川 節男
管 理 者 佐藤 俊之 印
説 明 者 職 名 サービス提供責任者
氏 名 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護及び重度訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

また、条項第5項(1)～(2)に記載された(別表 1)の加算対象となる場合、及び条項第11項(1)～(4)に記載された個人情報収集または提供をする場合について、これに同意します。

令和 年 月 日

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行の理由 _____

続 柄 _____

連帯保証人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行の理由 _____

続 柄 _____

(別 表 1)

ひまわり在宅ケアステーション料金一覧表

1. 居宅介護

(1 単位=10 円)

サービス内容		単 位 数		備 考
身体介護 通院等介助 (身体を伴う場合)	(1) 日中 30 分未満	256 単位/回		・ 同一建物への訪問(利用者 20 人以上)の場合は 90/100 ・ 同一建物への訪問(利用者 50 人以上)の場合は 85/100 を算定 ・ 基礎研修修了者等のサービス提供の場合は、身体介護・通院等介助(身体を伴う)の所定単位数の 70%を算定 また、家事援助・通院等介助(身体を伴わない)の所定単位数の 90%を算定
	(2) 日中 30 分以上 1 時間未満	404 単位/回		
	(3) 日中 1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位/回		
	(4) 日中 1 時間 30 分以上 2 時間未満	669 単位/回		
	(5) 日中 2 時間以上 2 時間 30 分未満	754 単位/回		
	(6) 日中 2 時間 30 分以上 3 時間未満	837 単位/回		
	(7) 日中 3 時間以上	921 単位に 30 分増すごとに	+83 単位/回	
通院等介助 (身体を伴わない場合)	(1) 日中 30 分未満	106 単位/回		
	(2) 30 分以上 1 時間未満	197 単位/回		
	(3) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	275 単位/回		
	(4) 1 時間 30 分以上	345 単位に 30 分増すごとに	+69 単位/回	
家事援助	(1) 日中 30 分未満	106 単位/回		
	(2) 30 分以上 45 分未満	153 単位/回		
	(3) 45 分以上 1 時間未満	197 単位/回		
	(4) 1 時間以上 1 時間 15 分未満	239 単位/回		
	(5) 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275 単位/回		
	(6) 1 時間 30 分以上	311 単位に 15 分増すごとに	+35 単位/回	
各種加算				
2 人で訪問する場合		所定単位数×200%/回	厚生労働大臣の定めによる	
初回加算		200 単位/月 1 回	厚生労働大臣の定めによる	
緊急時対応加算		100 単位/回	月 2 回限度(地域生活拠点等の場合+50 単位)	
喀痰吸引等支援体制加算		100 単位	1 日あたり	
利用者負担上限額管理加算		150 単位	月 1 回限度	
福祉専門職員等連携加算		初回サービス日から 90 日間	564 単位	3 回まで
特別地域加算		所定単位数×15%		1 回につき
特定事業所加算(Ⅰ)		所定単位数×20%		1 回につき
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位×456/1,000		1 月につき

2. 重度訪問介護

(1 単位＝10 円)

サービス内容	サービス単位数			備考
重度訪問介護サービス費	(1) 1 時間未満		186 単位/回	・ 同一建物への訪問 (利用者 20 人以上)の 場合は 90/100 ・ 同一建物への訪問 (利用者 50 人以上)の 場合は 85/100 を算定
	(2) 1 時間以上 1 時間 30 分未満		277 単位/回	
	(3) 1 時間 30 分以上 2 時間未満		369 単位/回	
	(4) 2 時間以上 2 時間 30 分未満		461 単位/回	
	(5) 2 時間 30 分以上 3 時間未満		553 単位/回	
	(6) 3 時間以上 3 時間 30 分未満		644 単位/回	
	(7) 3 時間 30 分以上 4 時間未満		736 単位/回	
	(8) 4 時間以上 8 時間未満	821 単位に 30 分増すごとに	+ 85 単位/回	
病院等に入院又は入所中の 障害者に提供した場合	(1) 1 時間未満		186 単位/回	(入院・入所中の支援 の場合) ・ 喀痰吸引等支援体制 加算の算定は不可 ・ 90 日を超えて継続 利用する場合は、所定 単位数の 20%を減算す る
	(2) 1 時間以上 1 時間 30 分未満		277 単位/回	
	(3) 1 時間 30 分以上 2 時間未満		369 単位/回	
	(4) 2 時間以上 2 時間 30 分未満		461 単位/回	
	(5) 2 時間 30 分以上 3 時間未満		553 単位/回	
	(6) 3 時間以上 3 時間 30 分未満		644 単位/回	
	(7) 3 時間 30 分以上 4 時間未満		736 単位/回	
	(8) 4 時間以上 8 時間未満	821 単位に 30 分増すごとに	+ 85 単位/回	
各種加算				
2 人で訪問する場合	所定単位数×200%		厚生労働大臣の定めによる	
熟練従業者が同行支援を行う場合	所定単位数×180%		月 1 回限度	
初回加算	200 単位		月 1 回限度	
利用者負担上限額管理加算	150 単位		月 1 回限度	
緊急時対応加算	100 単位		月 2 回限度(地域生活拠点等の場合 +50 単位)	
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位		1 日あたり	
行動障害支援連携加算	初回サービス日から 30 日間 584 単位		1 回限度	
特別地域加算	所定単位数×15%		1 回につき	
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数×20%		1 回につき	
障害者程度区分 6 に該当	所定単位数×8.5%		1 回につき	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数×382/1,000		1 月につき	
移動介護加算	1 時間未満	100 単位加算	1 日につき	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	125 単位加算		
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	150 単位加算		
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	175 単位加算		
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	200 単位加算		
	3 時間以上	250 単位加算		
移動介護緊急時支援加算	240 単位加算		1 日につき	
入院時支援連携加算	300 単位/回		入院前 1 回限度	

3. 障害者移動支援

石巻市・東松島市・女川町利用料表

(1 単位=10 円)

サービス名称	利用区分		単位数
個別移動支援 (身体介護を伴う場合)	30 分未満		256 単位
	30 分以上 1 時間未満		404 単位
	1 時間以上 1.5 時間未満		587 単位
	1.5 時間以上 2 時間未満		669 単位
	2 時間以上 2.5 時間未満		754 単位
	以降 0.5 時間毎の加算		以後 30 分毎に 83 単位
個別移動支援 (身体介護を伴わない場合)	30 分未満		106 単位
	30 分以上 1 時間未満		197 単位
	1 時間以上 1.5 時間未満		275 単位
	1.5 時間以上 2 時間未満		344 単位
	2 時間以上 2.5 時間未満		413 単位
	以降 0.5 時間毎の加算		以後 30 分毎に 69 単位
グループ移動支援	2 人	30 分未満	30 分当たり利用人員 1 人につき 53 単位
		30 分以上 1 時間未満	
		1 時間以上 1.5 時間未満	
		1.5 時間以上 2 時間未満	
	3 人	30 分未満	
		30 分以上 1 時間未満	
		1 時間以上 1.5 時間未満	
		1.5 時間以上 2 時間未満	
	4 人	30 分未満	
		30 分以上 1 時間未満	
		1 時間以上 1.5 時間未満	
		1.5 時間以上 2 時間未満	

※通常時間帯（午前 8～午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行なう場合の介護報酬は、次の加算割合にて算定されます。

時間帯	割増率
早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）	25%
深夜（午後 10 時～午前 6 時）	50%

【その他、利用に係る費用について】

(1) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費をいただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超える地点から 1 Km ごとに 20 円をいただくこととします。

※ヘルパー同行の際の交通費・有料施設への入場料・訪問時の駐車場代などの訪問時に負担するサービス料以外の経費もご利用者負担とします。

(2) キャンセル料

当日及び訪問してからのキャンセルについては、予定居宅介護サービス報酬の 10 割をお支払いいただくものとします。

登米市利用料

(1 単位=10 円)

事業区分		利用時間 30 分あたり	備考
個別移動支援	身体を伴う場合	200 単位	社会生活上必要不可欠な外出は月 20 時間までとします。社会参加のための外出は月 10 時間までとします。（但し、福祉事務所長が必要と認めた場合はこの限りではありません。）
	身体を伴わない場合	75 単位	
	目的地での待ち時間	75 単位	

(別表2)

利用者相談窓口及び苦情申し立て機関

利用者相談窓口苦情窓口 担当者 佐藤 俊之	利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前8:45～午後5:30 (ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月30日から1月3日を除く。) 利用方法 電 話 0225(21)5153 面 接 自宅等訪問又は来所
石巻市 障害福祉課 障害福祉担当者	利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電 話 0225(95)1111
東松島市役所 保健福祉部 福祉課 障害福祉担当者	利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電 話 0225(82)1111
女川町役場 健康福祉課 福祉係担当者	利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電 話 0225(54)3131
大崎市 民生部 社会福祉課 障害福祉係	利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電 話 0229(23)2167
登米市 生活福祉課 障害福祉係	利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電 話 0220(58)5552
宮城県東部保健福祉事務所 宮城県石巻保健所 母子・障害班 障害福祉担当者	利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電 話 0225(95)1431
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電 話 022(222)7700

(別表3)

運営適正化委員会

運営適正化委員会	設 置 場 所	宮城県社会福祉協議会内
	所 在 地	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目7-4 宮城県社会福祉協議会4階
	相 談 日	月曜日から金曜日 午前9:00から午後5:00 ただし、祝日及び年末年始は休み
	電 話 番 号	022-716-9674
	F A X 番 号	022-716-9298(24時間受付)

(別表4)

虐待防止等責任者とその職務

	職 務
虐待防止等責任者 佐藤 俊之	①委員会の設置及び開催と結果・内容の従業者への周知徹底 ②虐待防止等研修計画作成及び実施 ③苦情解決体制整備、その他の虐待防止等に対する必要な措置等

(別 紙)

通常の事業の実施地域

石 巻 圏 域：旧石巻市地区、桃生地区、河南地区、河北地区、北上地区※、雄勝地区※、牡鹿地区※

東松島 圏域：東松島市、松島町※、大郷町※

女 川 圏 域：女川町※

大 崎 圏 域：松山地区※、鹿島台地区※、田尻地区※、涌谷町※、美里町※

登 米 圏 域：豊里地区※

※印地区については、相談に応じての対応とする。